

(請求人)  
(略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆう	すけ

### 神奈川県職員措置請求について（通知）

令和4年8月12日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

#### 1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものであるとされており、その対象は、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

## 2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、知事及び県福祉子どもみらい局等の職員（以下「県職員」という。）が行った、医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂の介護保険指定事業者に対する平成 28 年度の実地指導、特定非営利活動法人ななくさに対する平成 30 年 6 月 25 日及び平成 31 年 4 月 24 日の現地調査並びに令和元年 6 月 28 日の立入検査、医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂に対する同年 7 月 20 日の監査並びにそれらに伴う行政処分に際して、県職員が著しい職務懈怠行為を行ったことが違法又は不当であるとして、県職員が不正に受給した給与等の自主返還及び県職員に対する介護保険サービス事業者に課す処分に劣らない関係法令に基づく厳正な処分の実施を求めている。

しかしながら、知事及び県職員による上記の実地指導、現地調査、立入検査、監査及び行政処分に係る行為は、法第 242 条第 1 項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当しない。

## 3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第 242 条第 1 項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。